

奈良県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業月ヶ瀬桃香野地区フカタバラバラ工区）の
換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ
り、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十六年二月十日から同年三月三日まで

二 縦覧場所

奈良市役所